

○北海道警察ヘリポート航空灯火施設管理規程

北海道警察本部訓令第10号

平成8年4月1日

改正 平成12年8月17日警察本部訓令第19号、19年7月25日第20号、24年3月23日第11号、令和4年3月15日第5号

北海道警察ヘリポート航空灯火施設管理規程を次のように定める。

北海道警察ヘリポート航空灯火施設管理規程

目次

- 第1章 総則（第1条―第5条）
- 第2章 保守管理（第6条―第13条）
- 第3章 灯火の運用（第14条―第18条）
- 第4章 記録（第19条―第21条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この訓令は、北海道警察が使用する北海道警察ヘリポート（以下「ヘリポート」という。）の航空灯火施設の保守管理及び運用について必要な事項を定め、もってヘリポートを使用する回転翼航空機（以下「航空機」という。）の航行を援助し、運航の安全を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 航空灯火施設 航空灯火（以下「灯火」という。）及びこれに付帯する受配電設備、電線路等をいう。
- (2) 異常事態 不時の停電、灯火の不点、電源設備等の故障、地震、台風、火災等のため航空保安上危険のおそれがある事態をいう。

（管理責任者）

第3条 北海道警察本部（以下「警察本部」という。）に航空灯火施設の管理責任者を置き、警備課長をもって充てる。

- 2 管理責任者は、北海道警察本部長（以下「警察本部長」という。）の指揮を受け、航空灯火施設の保守管理及び灯火の運用に当たるものとする。

（管理担当者）

第4条 管理責任者は、航空灯火施設の管理担当者を指定するものとする。

- 2 管理担当者は、管理責任者を補佐し、航空灯火施設の保守管理及び灯火の運用に関する業務を行うものとする。
- 3 管理担当者は、警察本部警備課の警部の階級にある者をもって充てる。
- 4 管理責任者は、管理担当者が病気その他の理由で不在となる場合に備え、あらかじめその代行者を指定しておくものとする。

（事故報告）

第5条 管理責任者は、やむを得ない理由により航空灯火施設が運用できなくなった場合

又はその機能を損なうこととなった場合は、遅滞なく、その旨を警察本部長に報告するとともに、国土交通大臣（国土交通省東京航空局保安部交通管制安全監督課長。以下同じ。）に届け出なければならない。当該施設の運用を再開した場合又はその機能が復旧した場合も同様とする。

## 第2章 保守管理

（施設に対する保安体制）

第6条 管理責任者は、管理担当者（その代行者を含む。以下同じ。）に対し、航空灯火施設の保守管理に関する業務の遂行に必要な知識及び技能を習得させるとともに、航空保安上危険のおそれがある異常事態の発生に際し、執るべき措置の訓練を行わなければならない。

2 管理責任者は、遮断器その他の機械の操作手順及び注意事項を機械室等の見やすい箇所に掲示しておかななければならない。

3 管理責任者は、高圧変電設備等の設置場所には、関係職員以外の立入りを禁止するとともに、その旨を表示しておかななければならない。

（維持、管理等）

第7条 管理責任者は、航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号。以下「規則」という。）第126条の管理の基準に適合するように、航空灯火施設の維持及び管理を行うとともに、定期的に点検を実施しなければならない。

（点検）

第8条 管理担当者は、定められた施設を定められた基準により、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める点検を実施しなければならない。

(1) 日常点検 航空灯火施設点検記録簿（別記第1号様式）の点検項目に従い、1日1回点検を行う。

(2) 定期点検 別に定める通達により、定期的に点検を行う。

(3) 臨時点検 次に掲げる場合に、定期点検に準じて行う。

ア 受配電設備に異常を認めた場合

イ 他の電気系統の事故等が当該施設に影響を与えたと認められる場合

ウ 電線路に異常を認めた場合

エ その他臨時に点検の必要を認めた場合

（異常事態の措置）

第9条 管理担当者は、航空灯火施設に異常事態を認めた場合又は異常事態の報告を受けた場合は、別に定める通達により所要の措置を講ずるとともに、異常事態連絡系統表（別表第1）に従い、管理責任者に報告しなければならない。

（電気回路の表示）

第10条 管理責任者は、配電盤等の見やすい位置に電気回路の系統図を回路別に分かりやすく表示し、操作に誤りのないようしておかななければならない。

（灯器の取替え）

第11条 機器が損傷し、又は耐用年数が経過した場合は、速やかに国土交通省東京航空局の承認を得た機器と取り替えるものとする。

（予備品の備付け）

第12条 管理責任者は、照明設備機器等予備品表（別表第2）に定める予備品を備え付け、

その数量に不足が生じ、又は不足が生ずるおそれがある場合は、速やかに補給手続を執らなければならない。

(障害物件の除去)

第13条 管理責任者は、建築物、植物その他の物件により、灯火の機能を損なうこととなる場合は、直ちに当該物件の除去等必要な措置を執らなければならない。

### 第3章 灯火の運用

(運用上の保安体制)

第14条 管理責任者は、管理担当者に対し、灯火の運用に関する業務の遂行に必要な知識及び技能を習得させるとともに、航空保安上危険のおそれがある異常事態の発生に際し、執るべき措置の訓練を行わなければならない。

2 管理責任者は、機器の操作手順及び注意事項を機器の見やすい箇所に掲示しておかなければならない。

(灯火の日常運用前点検)

第15条 管理担当者は、離陸又は着陸を予定する航空機の援助のために灯火を確認し、操作盤で点灯の操作をしようの状態にしておかなければならない。

(灯火の点灯)

第16条 管理担当者は、夜間において航空機がヘリポートに離陸若しくは着陸をする場合、上空を通過する航空機の援助のために必要と認めた場合又は昼間において機長の要請がある場合は、次に掲げる方法で灯火を点灯しなければならない。

- (1) 航空機の着陸予定時刻の1時間前に点灯の準備を行い、当該航空機の着陸予定時刻の10分前に点灯する。ただし、緊急の場合は、この限りでない。
- (2) 航空機が離陸した場合は、離陸してから15分間は点灯を継続する。
- (3) 操縦士から点灯の要請があった場合は、可能な限りこれに応ずる。

(運用の停止)

第17条 管理責任者は、次に掲げる理由により灯火の運用を停止する場合は、別に定める通達により、速やかに国土交通大臣に通報するとともに、関係機関に対し確実な方法で連絡しなければならない。

- (1) 天災その他の原因により飛行場又は滑走路の供給が一時停止された場合
- (2) 天災その他の原因により灯火の機能が損なわれた場合又はそのおそれのある場合
- (3) 工事のため灯火の機能が損なわれることとなる場合
- (4) その他やむを得ない事由により、航空灯火施設の機能を損ない、運用できなくなった場合

(復旧)

第18条 管理責任者は、灯火が前条に掲げる理由によりその運用を停止した場合は、速やかに復旧しなければならない。

2 灯火が復旧した場合は、国土交通大臣に対し、運用の再開を通報するとともに、関係機関に対し確実な方法で連絡しなければならない。

### 第4章 記録

(施設原簿の作成)

第19条 管理責任者は、航空灯火施設の現況を明確にするため航空灯火施設原簿（別記第2号様式）を作成し、備え付けておかなければならない。

2 航空灯火施設原簿には、施設図面（配置配線図、系統図及び構造図をいう。）を併せて備えるものとする。

3 管理責任者は、航空灯火施設に変更があった場合は、その都度、航空灯火施設原簿に所要事項を記入し、常に現況を確認できるようにしておかなければならない。

（日誌等の作成）

第20条 管理責任者は、次に掲げる簿冊を備え付け、航空灯火施設の保守管理及び運用に関する所要事項を記録しておかなければならない。

(1) 航空灯火施設点検記録簿

(2) 航空灯火施設事故記録簿（別記第3号様式）

(3) 航空灯火施設月報（別記第4号様式）

（保守に関する報告）

第21条 管理担当者は、航空灯火施設月報を作成し、翌月の10日までに管理責任者に提出しなければならない。

附 則

この訓令は、平成8年4月15日から施行する。

附 則（平成12年警察本部訓令第19号）

この訓令は、平成12年8月17日から施行する。

附 則（平成19年警察本部訓令第20号）

この訓令は、平成19年7月25日から施行する。

附 則（平成24年警察本部訓令第11号）

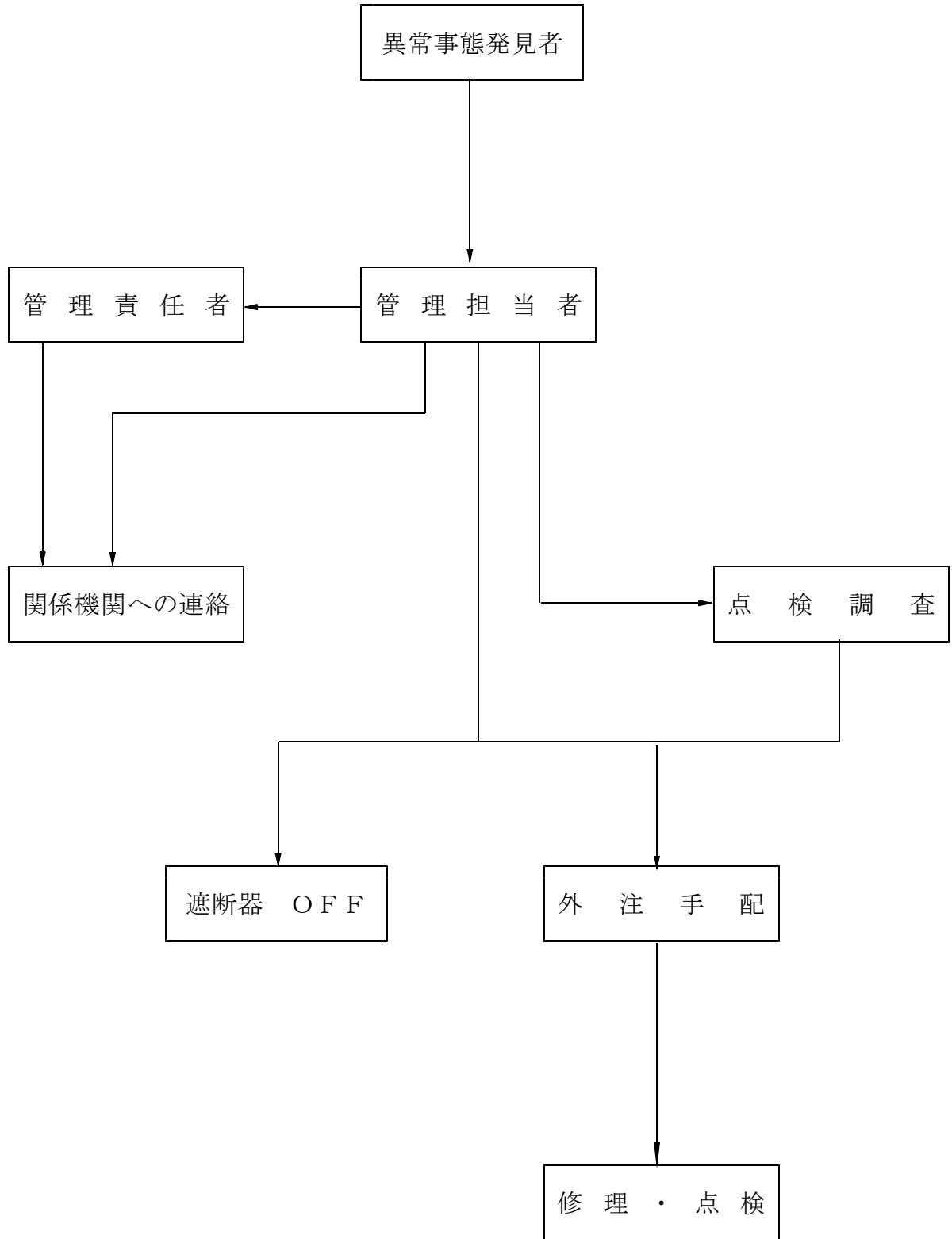
この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令和4年警察本部訓令第5号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第9条関係）

異常事態連絡系統表



別表第2（第12条関係）

照明設備機器等予備品表

航空灯火種別	備品種別	規 格 ・ 型 式 等	予備 数量	呼称	備 考
飛行場灯台	電 球	キセノンランプ 100V60W	1	個	
境 界 灯	灯 器	F L O - 10 (改)	1	灯	
	電 球	J D 110 V 85 W	8	個	
境界誘導灯	灯 器	F L O - 10 (改)	1	灯	
	電 球	J D 110 V 85 W	9	個	
	フィルター	F L O - 10 (改) 用緑色	1	枚	
風 向 灯	電 球	R F 100 V 180 W	4	個	
	吹 流 し	2.4 m	1	個	
着陸区域照明灯	灯 器	ハロゲン電球灯光器 (1,000W)	1	灯	
	電 球	ハロゲンランプ J 220 V 1,000 W	4	個	

別記第1号様式（第8条関係）

（その1）

航空灯火施設点検記録簿 ( 灯 火 機 器 )			管理責任者		管理担当者			
点 検 項 目			年 月					
			日	日	日	日	日	日
一般事項	点検者							
	点検時刻	:						
	天 候							
	気 温							
	湿 度							
運 用	点灯時刻	:						
	消灯時刻	:						
	点灯時間	:						
飛行場 灯 台	点 灯 は 正 常 か							
	閃 光 は 正 常 か							
	レンズ、フィルターは正常か							
風 向 灯	点灯は正常か							
着陸区域照明灯	点灯は正常か							
境 界 灯	点灯は正常か							
境界誘導灯	点灯は正常か							
航空障害灯	点灯は正常か							
特記事項	-----							
	-----							
	-----							
	-----							

74	40	090	航空灯火施設点検記録簿	2年
----	----	-----	-------------	----

注1 記入例 ○良好 △要注意 ▲処理済 ×処理要  
 2 規格は、A列4番縦長とする。

(その2)

航空灯火施設点検記録簿 (配電盤、予備発電装置、操作盤)			管理責任者		管理担当者			
点 検 項 目	年 月							
	日	日	日	日	日	日		
配電盤	外観（施錠、さび、湿気）							
	ランプ切れの有無							
	発熱、異音、振動の有無							
	臭気の有無（焦げ臭い）							
予備発電装置 (週1回点検)	異音、振動、臭気の有無							
	冷却水温度は正常か							
	潤滑油の量、圧力は正常か							
	発電の電圧、周波数は正常か							
	燃料は規定量以上か							
操作盤	飛行場灯台	表示ランプ						
		操作ボタン						
	風 向 灯	表示ランプ						
		操作ボタン						
	着陸区域照明灯	表示ランプ						
		操作ボタン						
	境 界 灯	表示ランプ						
		操作ボタン						
	境界誘導灯	表示ランプ						
		操作ボタン						
	航空障害灯	表示ランプ						
		操作ボタン						
			74	40	090	航空灯火施設点検記録簿		2年



別記第2号様式（第19条関係）

航空灯火施設原簿						北海道警察へリポート		
設置許可申請		許可番号		許可年月日		完成検査年月日		
配電主要機器	機器名	型式	メーカー	製造年月	定	格	備考	
	過電流遮断器							
	操作スイッチ							
	計器							
	変圧器							
	表示灯							
	補助リレー							
予備発電装置	原動機							
	発電機							
	蓄電池							
操作盤								
飛行場灯火	種類	概要・型式		メーカー	設置数	備考		
	飛行場灯台				1	基		
	風向灯				1	基		
	着陸区域照明灯				4	基		
	境界灯				8	灯		
	境界誘導灯				9	灯		
	航空障害灯				1	灯		
工事改修経歴	事項	内容		許可番号	許可年月日	備考		
				74	40	100	航空灯火施設原簿	長期

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第3号様式（第20条関係）

航空灯火施設事故記録簿		管理責任者	管理担当者
1	事故発生日時	年 月 日 ( ) 時 分	天候
2	応急復旧日時	年 月 日 ( ) 時 分	天候
3	事故発生場所		
4	事故発生工作物		
5	工作物の設置年月日	年 月 日	
6	工作物の設置メーカー		
7	事故状況	----- ----- -----	
8	応急修理内容	----- -----	
9	事故修理内容	----- -----	
10	復旧完了日時	年 月 日 ( ) 時 分	
11	通報の有無	有 (相手先: )、無	
12	事故発生に係る通報日時	年 月 日 ( ) 時 分	
13	復旧に係る通報日時	年 月 日 ( ) 時 分	
14	事故原因	----- ----- ----- -----	
15	特記事項 (写真・図)	----- ----- ----- ----- -----	

74	40	110	航空灯火施設事故記録簿	2年
----	----	-----	-------------	----

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第4号様式（第20条関係）

航空灯火施設月報 ( 年 月 )							管理責任者	管理担当者
項 目			記 事				実施日	
配電盤	異常の有無・内容・処置							
	取替部品の名称・数量							
	改修、保守の内容・結果・施工者							
	定期点検の実施結果・問題点							
予備発電装置	異常の有無・内容・処置							
	取替部品の名称・数量							
	改修、保守の内容・結果・施工者							
	定期点検の実施結果・問題点							
操作盤	異常の有無・内容・処置							
	取替部品の名称・数量							
	改修、保守の内容・結果・施工者							
	定期点検の実施結果・問題点							
灯 火 機 器	種 類	設置数	灯 器			電 球		
			型 式	取替数	在庫数	型 式	取替数	在庫数
	飛行場灯台	1 基						
	風 向 灯	1 基						
	着陸区域照明灯	4 基						
	境 界 灯	8 灯						
	境界誘導灯	9 灯						
航空障害灯	1 灯							
特 記 事 項	-----							
	-----							
	-----							
	-----							
			74	40	090	航空灯火施設月報		3年

注 規格は、A列4番縦長とする。